

公告	<p>安城市入札公告第201005号</p> <p>条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。</p> <p>令和 6年 3月 26日</p> <p>安城市長 三星 元人</p>
業務番号	2024201005
業務名	安城南中学校ほか屋内運動場等空調設備設置設計業務委託
路線等の名称	安城南中学校ほか
履行場所	安城市城南町地内ほか
履行期間	契約締結日の翌日から令和 6年12月13日(金)まで
予定価格	金40,800,000 円（消費税相当額抜き）
入札条件	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。</p> <p>(2) 安城市条件付一般競争入札実施要綱に規定する市内、準市内又は県内の業者であること。</p> <p>(3) 入札書発送の日から開札の日までの期間に、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。</p> <p>(4) 安市の入札参加資格者名簿の「業務：設計で、業種：設備設計」に登録があること。</p> <p>(5) 過去10年間(平成26年度から令和5年度まで)に、官公庁(国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。)発注の設備設計業務で、元請としての実績を有する者。</p> <p>(6) 愛知県において登録された建築士事務所であること。なお、落札候補者は、開札日に落札候補者となった旨を通知するので建築士事務所登録の確認できる書類の写しをファックスで提出すること。</p> <p>(7) 建築士法の規定による建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有する管理技術者を配置すること。なお、管理技術者は入札書発送日時点で3か月以上正規雇用された者であること。</p> <p>(8) 入札参加有資格者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。</p> <p>(9) 入札条件を満たさない入札は無効とする。</p> <p>(10) 入札書は、業務費内訳表、業務実績調査書及び有資格者調査書を同封して郵送すること。</p> <p>(11) この公告の日から、開札の日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。</p>

入札参加資格の確認	開札後に審査する。
設計図書及び提出書類の入手先	設計図書及び提出書類は、安城市のホームページ入札の広場の「発注掲示板（工事・委託）」からダウンロードすること。
質問の方法	本業務内容の質疑は、質疑書を契約検査課へ電子メールで送信することにより行うこととする。 電子メールは、安城市ホームページ「入札の広場の「質疑回答の方法」に従い送信すること。 質疑の期限は、令和6年4月2日(火)15時までとする。 質疑の回答は、後日すみやかにホームページに公表する。
入札方法	(1) 郵便による入札 (2) 宛先 〒446-8799 安城郵便局留 安城市役所契約検査課行 (3) 到着期限 令和6年4月10日 水曜日 必着 (4) 郵送方法 一般書留又は簡易書留 (5) 提出書類 ・入札書（入札書には、消費税抜きの金額を記載し、入札書の日付は作成日を記入すること。） ・業務費内訳表（業務費内訳表の合計金額と入札書の額が一致すること。） ・業務実績調書及び有資格者調書 (6) 入札書送付の確認 ・入札書の送付を確認するため、入札書送付日に「郵便入札送付連絡票」をファックスで契約検査課契約係宛てに送信すること ・ファックス番号 0566-76-1112
開札日時等	(1) 開札日時 令和6年4月12日(金) 9時32分 (2) 開札場所 安城市役所本庁舎2階入札室
入札保証金	免除
最低制限価格	入札者が2者以上の場合、最低制限価格を定めるので、その価格を下回った者は落札外とする。 最低制限価格は、入札金額の低いものから5番目までの平均額の95%の額とする。なお、本入札において、無効とされた入札書又は予定価格を超えた入札書は平均額の算出対象から除外する。
その他	(1) 契約約款を示す場所は、安城市役所総務部契約検査課契約係とする。 (2) 契約書の作成をする。 (3) 本入札は、この公告に定めるもののほか、安城市競争入札心得書及び条件付き一般競争入札実施要綱による。 (4) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。 (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 (6) 本入札において、予定価格の10%未満の額の入札書は、桁間違いによる錯誤とみなし無効とする。 (7) 業務費内訳表の合計金額と入札書の額が一致しない場合は、本件の落札者となることができない。 (8) 入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満切捨て）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (9) 本業務の質疑があった場合は、「質疑回答公表」に公表しているので、必ず確認すること。また、この質疑の回答は設計図書の追補とする。 (10) 本業務は、施設保全課設備係発注の業務である。